

軽微な被害の場合、証明書の早い発行が可能です。

罹災証明書発行 「自己判定方式」のご案内

罹災証明書の発行は、申請書の受付後、調査員が現地調査により被災された建物を調査し、罹災の程度を判定しています。

罹災の程度の判定について、申請者ご自身により「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定していただくことで、調査員が調査に出向くことなく、迅速な証明書の発行が可能となります。

※自己判定方式で「準半壊に至らない(一部損壊)」で合意いただける場合は、罹災証明書交付申請書の⑤欄の「希望します」及び「当該住家の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」であることに合意します」欄にチェックを入れてください。

■家屋の被害の程度の判定

以下は、被害認定調査の結果、判定される「家屋の被害の程度」と「家屋の損害割合」を示した表です。この「家屋の被害の程度」を基に、各種被災者支援が行われます。

このうち自己判定方式の対象は、最も被害の程度の小さい「準半壊に至らない(一部損壊)」になります。

被害の程度	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
損害基準の判定	準半壊に至らない(一部損壊)	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊

■「準半壊に至らない(一部損壊)」となることが想定される被害の事例

- ・地震の影響で瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、屋根や壁に亀裂が生じそこから雨が降り込み雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害
- ・住家が傾いていない、基礎に多くのひび割れや不陸(平らではない、凸凹)が発生していないもの。など

(例)瓦が2、3枚落ちてしまっただけ→準半壊には至らない

■効力に違いはありません。

調査員による住家被害認定調査結果が「準半壊に至らない(一部損壊【10%未満】）」と認められた証明書と同じ効力があります。

【用意いただくもの】

- ①罹災証明書交付申請書
- ②被害程度が確認できる写真(建物の全景及び被害箇所が確認できる写真数枚)
- ③申請者の方の本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)
※代理申請の場合は、代理人の方の本人確認書類

※罹災の程度によって、今後生じる可能性のある支援等に違いが生じる場合があります。